

# 事業承継税制で税負担を軽減できる 「特例承継計画」の提出期限が 延長されました！

経営革新等支援機関推進協議会

News Letter 2025年12月号

# CONTENTS

- 1 事業承継税制とは
- 2 要件と活用する3つのメリット
- 3 特例承継計画とは
- 4 適用期限と重要な期限
- 5 税制適用までの手続きフロー

# ① 事業承継税制とは

事業承継税制は、中小企業の事業承継を支援する制度であり、後継者が会社を引き継ぐ際に発生する相続税や贈与税の負担を軽減し、次世代へのスムーズな事業承継をサポートする制度です。



こんな方におススメ！

- 後継者は決まっているが、具体的な進め方が分からない
- 株式評価が高く、相続税・贈与税の負担に不安がある
- 事業承継の資金対策を考えたい
- “計画だけ先に出しておきたい”が社内に詳しい人材がない

## ② 要件と活用する3つのメリット

### 事業承継税制4つの要件

1. 経営者(人)が満たすべき要件
2. 会社が満たすべき要件
3. スタートしてから5年間守るべき要件
4. 免除になるための最後の要件



### 活用する3つのメリット

#### 1. 税負担の軽減

相続税・贈与税の  
納税猶予や免除が可能。

#### 2. 資金繰りの改善

税負担が軽減され、  
事業資金を  
確保しやすくなる。

#### 3. 事業の継続性

後継者が安心して  
事業を引き継ぐことが  
できる。

### ③ 特例承継計画とは

特例承継計画は、承継前の事業方針と、後継者が株式を取得した後5年間の事業計画をまとめ、専門家の助言を受けて作成する“事業承継の設計図”です。中小企業庁の調査でも、後継者育成には5~10年かかるとされており、早期準備が欠かせません。そのため事業承継税制(特例措置)を使う前提として、この計画を提出しておくことが必須になっています。

#### 対象者

- 中小企業であること
- 先代経営者が代表権を持っていること又は持っていたこと



#### 事業計画作成のポイント

事業計画の作成にあたっては「事実・課題」「課題から予測される未来」「その対応策」を中心に考えていただけないと良い！

- 事実・課題
- 課題から予測される未来
- その他対策

## ④ 適用期限と重要な期限

株式等を承継するまでの期間における事業計画、後継者が株式等を取得した後の5年間の事業計画等を記載した計画で、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けたものをいいます。**特例承継計画を提出することで、自社株の贈与税、相続税の承継時の納税を全額猶予、一定の要件を満たせば、猶予税額は免除となります。**

### 1. 事前に「特例承継計画」の提出が必要

認定支援機関などの専門家のサポートを受けながら会社が自ら作成し、平成30年4月1日から令和8年3月31日までに「特例承継計画」を都道府県に提出。(様式は中小企業庁ホームページに掲載)



### 2. 10年間限定の特例措置

特例承継計画を提出した事業者で、平成30年1月1日から令和9年12月31日までに、贈与・相続により会社の株式を取得した経営者が対象になります。

<経済産業省による税制改正要望>

令和8年3月末までの事業承継税制の特例承継計画の適用期限について、承継計画の確認申請の期限の延長を要望しています。

## ⑤ 税制適用までの手続きフロー

1. 承継方針の整理(現状把握)
2. 特例承継計画の作成・提出(都道府県へ)
3. 株式の贈与・相続手続き
4. 認定経営革新等支援機関による確認・申請書類作成
5. 税務署へ納税猶予申請
6. 承継後の継続要件の確認・報告

### ～税制適用までの流れ～

納税猶予を受けるためには、「都道府県知事の認定」、「税務署への申告」の手続が必要となります。

① 特例承継計画の  
策定・確認申請  
2026年3月31日まで

② 事業継承  
(贈与・相続)  
2027年12月31日まで

③ 認定申請  
(申告期限の2ヶ月前までに)

④ 税務署へ申告  
(認定書と申告書等を提出)

⑤ 都道府県及び税務署へ  
毎年報告  
(税務申告後5年以内)

⑥ 税務署へ3年に1度報告  
(6年目以降)

# 最後までご覧いただき ありがとうございました

## ▼▼今回の内容の公的サイトリンクは概要欄へ

経営革新等支援機関推進協議会

